

新制度が加わりさらに充実!

平成30年度の定住促進補助制度

新規

通学者定期券等購入費補助金「通学版楽賃」

東武鉄道を利用して東京圏に通学する大学生などの通学費用を補助する「通学版楽賃」を4月から開始します。

対象者 市内に住所を有し、東武鉄道を利用して東京都及びその近郊(神奈川県、埼玉県、千葉県)へ通学する大学生・短大生・専修学校生

※埼玉県及び千葉県については、対象外となる地域があります。詳細は問合せ先まで。

補助対象費用 平成30年4月以降の通学に利用した定期券、回数券、普通乗車券、特急券の購入費用

補助金額 1年度当たり2万円まで

申請期間 定期券等の購入日から1年以内



期間延長

まちなか定住促進住宅新築等補助金

『IJU(移住)補助金』

市街化区域(西方地域は用途地域)に住宅を取得(平成28年4月～平成32年3月の契約)した転入者に対して、新築住宅の場合30万円、中古住宅の場合20万円を補助します。(各種加算により最大100万円)

『市内住み替え補助金』

市街化区域(西方地域は用途地域)に住宅を取得(平成27年4月～平成32年3月の契約)した市内転居者に対して、新築住宅の場合15万円、中古住宅の場合7万5千円を補助します。(各種加算により最大30万円)

多世代家族住宅新築等補助金

市街化調整区域(西方地域は用途地域外)に3世代以上が同居・近居する住宅を新築・購入・増改築(平成28年4月～平成32年3月の契約)した方に対して、20万円を補助します。



まだまだあります。お得な補助制度

通勤者特急券購入費補助金「楽賃」

東武鉄道を利用して、東京都内及び都内経由で千葉・神奈川へ通勤する方に対して、東武鉄道特急券の購入費用を、1月当たり1万円まで補助します。

※申請前に購入した特急券は補助対象外となりますのでご注意ください。

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型

「IJU(移住)補助金」「市内住み替え補助金」「空き家バンクリフォーム補助金」のいずれかに該当する方が、住宅ローン【フラット35】を利用する場合、当初5年間の借入金利を、年0.25%引き下げます。なお、【フラット35】Sと併用することで、最大で0.50%引き下げることが可能です。

空き家バンクリフォーム補助金

空き家バンク登録物件を購入・賃借し、リフォーム工事や家財処分を行う方に対して、リフォーム工事費用を50万円まで、家財処分費用を10万円まで補助します。

空き家等改善資金利子補給金

市内の金融機関から資金を借受けて、空き家のリフォーム・購入・解体を行う方に対して、借受額300万円までの利子相当額を補助します。

結婚新生活支援補助金

平成30年1月1日以降に婚姻した、所得合計340万円未満かつ年齢合計70歳未満の新婚夫婦に対して、住宅の購入・賃借費用及び引越費用を、30万円まで補助します。

※いずれも記載内容以外に複数の条件があります。詳細は問合せ先へ。

問合せ先 住宅課 ☎(21)2453

国民健康保険制度が変わります

栃木県も市町とともに国保の運営

今までは市・町ごとに国保を運営していましたが、これからは広域化され、県が、財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。また、国の財政支援が拡充(全国で毎年3,400億円)され、財政基盤が強化されます。

財政運営の仕組みは大きく変わりますが、資格の管理や、国民健康保険税の決定・収納、保健事業などは、引き続き市が行います。

8月から被保険者証が変わります(全市町)

8月1日から、被保険者証(保険証)と70歳以上75歳未満の方に交付されている高齢受給者証が一体化された保険証に変更となります。これにともない、保険証の更新は、毎年8月1日になります。

県内で転居した方の高額療養費が一部変更になります(全市町)

運営が県単位になるため、これからは県内の他の市町に転居した場合でも、国保の資格が継続します(被保険者証は転居先の市町であらためて交付します)。

高額療養費は、「多数回該当」といって過去12カ月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合は自己負担限度額が引き下げられますが、県内の他の市町への転居で、同一世帯と認められた場合には、転居前も含めて支給回数を通算し、該当者の負担を軽減します。

医療保険制度が将来にわたって安定して続くよう、4月から国民健康保険(国保)制度が変わります。

平成30年度の栃木市の保険税率は変わりません

これからは、県が医療費を推計し、保険給付費に充てるための国保事業費納付金を決定し、市町は、その額を保険税として被保険者の皆様から徴収し、県に納付します。この際、県は市町ごとに標準保険料率を算定、公表し、市町は標準保険料率を参考に保険税率を決定することになります。

平成30年度の栃木市の保険税率について、「栃木市国民健康保険運営協議会」にて慎重に検討した結果、現行税率を据え置くことになりました。これは、栃木市では平成29年度に税率の変更したばかりであることや、国保の貯金にあたる「保険財政調整基金」の残高が約2千万円しかないことなどによります。税率の変更は、この先、基金をある程度確保した段階で、あらためて検討します。

栃木市での保険税の納付方法が、原則「口座振替」になります

4月から、保険税の納付方法を原則として口座振替とします(年金から天引きされる「特別徴収」の方は除きます)。便利で納め忘れのない口座振替への切り替えにご協力をお願いします。(制度改正とは別に市が実施するものです。)

問合せ先 保険医療課 ☎(21)2131

大規模小売店舗立地法に基づく地元説明会のお知らせ

大規模小売店舗立地法に基づき、株式会社とりせんより新設の届出があった「とりせん蔵の街店」の地元説明会が行われます。

日時 4月4日(水)19時～

場所 栃木商工会議所 大会議室(片柳町2丁目)

対象 どなたでも

内容 10月29日(月)新設予定のとりせん蔵の街店(富士見町字寺西1040番4外)に係る地元説明会

申込 不要

その他 この届出に関する書類、図面等は、商工振興課でご覧になれます。

問合せ先 商工振興課 ☎(21)2372

イオンでの証明書交付サービスの開始

3月1日からイオン栃木店において証明書自動交付(コンビニ交付)サービスが利用できるようになりました。また全国のイオン店舗においても、順次サービスが利用可能になります。※従来通りコンビニでの交付も利用可能です。

交付証明書 住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明、住民税決定証明書

手続きに必要なもの マイナンバーカード、手数料

問合せ先 市民生活課 ☎(21)2126

